

市議会議員定数削減条例案に対する反対討論

2007 年 9 月 26 日 川上直喜

私は日本共産党市議団を代表して、議員提出議案第 13 号、飯塚市議会の議員の定数を定める条例案に反対する立場から討論を行います。本議案は、現在の議員定数 34 を 6 削減して 28 とし、次回の一般選挙から実施しようとするものです。提出理由について提出者は、「5000 万円の財政軽減になる」などと説明しています。

議員定数を議論するときの 2 つの観点

そもそも地方議会は、憲法と地方自治法により規定される議事機関であり、その権限は地方自治法に規定されています。提出された議案に対する議決権として、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定、地方税の徴収、使用料、手数料、契約ほかの規定があり、また、権限に属する選挙権、歳入歳出予算の増額修正権、執行機関の事務に関する検閲、検査権、監査委員に対し監査を求めること、国会又は関係行政庁に意見書を提出すること、及び、普通地方公共団体の事務に関する調査権の規定があります。さらに、住民の議会に対する請願権に関する規定、送付した請願の処理経過及び結果報告を請求する権限の規定があります。

つまり、行政に対する住民の監視機関としての役割を十分に果たし、地方自治体の本旨である住民福祉の増進が図られるようにすることが、議会の役割である

ということです。本市の場合、議会費は 206 年度決算では一般会計予算の1 %、5 億 8470 万円となっています。このように重要な役割を果たす議会の議員定数を議論する場合、どういう観点が必要でしょうか。第 1 に、議会が民主主義および地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであることから、単なる経費の節減等の観点からのみこれを論ずることは必ずしも妥当でないということ、第 2 に、議会が、民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視といったその求められている機能を十分に果たせる体制であるかなど、地方議会のあり方をめぐる本質的な議論を十分行う必要があるということです。

経費削減がくらしと福祉、教育、環境の充実に生かされるか

そこでまず、今回の定数削減による経費削減が、市民のくらしと福祉、教育、環境の充実に生かされるかについてであります。今日、国の悪政のもとで貧困と格差の広がりが深刻化する中、住民の暮らしと福祉、教育、環境の充実と市財政の立て直しを、どう図るかが重要課題となっています。市長は、行財政改革の名のもとに、市立幼稚園通園バスの有料化、公立保育所廃止と民営化、図書館の指定管理者制度の導入、潁田病院の無償譲渡、水道料やごみ袋の値上げの検討、乾いたタオルを絞るような職員削減などにより、5 年間で 130 億円もの犠牲を市民と市職員に押し付けようとしています。ところが大型開発には、47 億 7000 万円もの税金をつぎ込んだリサーチパーク開発は失敗ではないといいはり、反省するどころか、展望の見えない鯉田工業団地開発に 24 億 7000 万円など、大型開発

には巨額の借金を積み上げようとしています。公共工事をめぐっては 100% 近い高い落札率が横行しているのを見逃し、岩崎浄水場事件をめぐって当事者が司法の場で談合をしたと認めているのに、上下水道局は「確たる証拠はない」といはって損害賠償に踏み切らず、逆に、談合疑惑の企業に浄水施設運転管理費等を 3 年間一括委託し 5 億 8000 万円を投じるなど、清潔で透明な行政運営に真剣に取り組んでいるとは言えません。これでは、市長が「3 年我慢すれば希望が見える」と力んでも、市財政の立て直しは遠のくばかりです。

大型開発など不要不急のムダづかいを削り、くらしと福祉、教育、環境の充実にまわして、住みたいまち 住み続けたいまちづくりを進めてこそ、定住人口も増え、市財政の立て直しも進むのであり、今こそ、市民が求める行財政改革へ流れを切り替えなければなりません。そのためには、ムダづかいを許さずくらし充実を求める住民の声を反映する議会が、法に定められた権限を発揮する必要があります。とくに、議会には地方自治法第 100 条に規定する強力な調査権があり、ムダづかいの大もとにあって見え隠れする政治家と行政、そして、業界の不透明な関係にメスを入れることもできます。

こうしたときに、経費節減の立場からのみの観点で定員削減を進めれば、議員が減った分だけ、住民の声を議会に反映させ市政にとどけるうえで大きな障害となるとともに、ムダづかいをなくし、くらしを充実する方向へ行財政改革の流れを切り替える役割発揮も困難になります。この住民犠牲の行財政改革の流れが変わ

らなければ、議員削減によって節減できるという 5000 万円は、結局、鯉田工業団地開発が失敗した場合、その穴埋めにつぎ込まれるなど、大型開発のムダづかいに投入されるだけではないでしょうか。

議会機能にどのような影響を与えるか

次に、今回の定数削減が、民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視という議会が果たすべき役割の発揮に、どのような影響を与えるかについてです。地方自治総合研究所の主任研究員である辻山幸宣氏は一昨年 8 月、都市行政問題研究会総会での講演の中で、全国的に議員定数の削減が進んでいる事態について、「地域の民主主義を代表する議員の定数が減り代表率が低下している。これで本当に多様な意見を調整していくことが可能かという危機感がいっぱい。議員定数も多様化を求められるようになっている。次々に議員定数が削減されていって一体、少数者の意見は誰が代表するのだろうか」と、こういう主旨をのべ懸念を表明しています。

本市の場合、昨年の合併によって人口は 13 万 4000 人、面積は 214 平方キロメートルと規模が大きくなる一方、地方分権の名によって責任と権限も大きくなっています。都市行政問題研究会は、昨年 2 月にまとめた分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書で、`分権の時代であり、議会の執行機関に対する監視の役割がいっそう重くなり、議会の構成も都市全体を見渡すことの出来る議員を多く構成されるようになることが求められる、また、執行部に負けないほど

の政策論争を重ねることが必要であり、監視、政策立案機能の向上を果たす上においても相応の議員数は必要である、このような主旨をのべています。本市は、議員定数は合併前の合計 91 から現在 34 に、ほぼ 3 分の 1 になりました。こうした中でさらに減少して 28 になれば、民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視機能がさらに弱まるのは明らかです。

求められる議会改革の内容と手法について

最後に、今、飯塚市議会に求められる議会改革の内容と手法についてです。日本共産党市議団は、まず、議員に厳しい政治倫理条例を制定するなど、清潔で透明かつ公正な議会運営を進めることを軸としながら、質問時間の拡大や請願審査、傍聴や映像のビデオやインターネットでの提供、議会広報の改善と広聴活動、行政視察の適正化、政務調査費による海外旅費支出の禁止、費用弁償の廃止など、多くの課題を、市民の声をよく聞きながら、十分に論議を進める必要があると考えます。いっぽう、提案者は、4 月議会では、費用弁償の廃止に反対して実費程度の支出を認める条例改正案、続いて 6 月議会では、政務調査費について廃止を求める市民団体の申し入れがあるなか、時間を確保して市民の声を聞いて判断すべきとの意見に耳を貸さず、上限を年間 48 万円とする条例改正案を提出しました。そして 9 月議会で、定数削減の条例改正案を提出したのです。共通しているのは、議会として市民の声を聞く時間、十分に議論する時間が必要であることをまったく無視したやり方です。今回の定数削減の提案に市民の賛成が得ら

れるという確信があるのなら、委員会付託を求めるなど、市民の声をよく聞いて、議会で十分に審議できるように提案すべきです。また、くらしと福祉、教育、環境の充実に回る確信がないまま、提出者がどうしても、3 年後から議会費を 5000 万円節減する必要があるというのなら、議会機能を維持する観点から、議員報酬の削減、費用弁償の廃止、政務調査費の再検討などを行う選択肢もあります。

したがって、住民のための行財政改革へ流れを変える観点からも、時代の要請に応えた議会機能の強化という観点からも、地方自治法第 91 条の「34 を超えない範囲内で定めなければならない」の規定による定数 34 を維持することに何の不都合もなく、むしろ、くらしや福祉、教育、環境の充実に結びつかず、拙速ばかりが目立つ今回の定数削減議案に、わが党は賛成できません。

以上で私の討論を終わります。